

船舶事故調査報告書

令和元年11月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成31年3月11日 10時10分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市高島西方沖 牛ヶ首灯台から真方位346° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯33° 11.5′ 東経129° 34.3′）
事故の概要	漁船第三十一日の出丸は、北東進中、また、プレジャーボートフジは、錨泊中、両船が衝突した。 フジは、船長及び同乗者が負傷し、左舷船首部等に圧壊を生じ、また、第三十一日の出丸は、船首部外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成31年3月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三十一日の出丸、9.1トン NS2-23044（漁船登録番号）、個人所有 13.82m（Lr）×3.09m×1.09m、FRP ディーゼル機関、382.46kW、平成7年2月20日 第292-39396号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート フジ、5トン未満 292-44323長崎、個人所有 5.90m（Lr）×2.09m×0.86m、FRP ガソリン機関（船外機）、37.00kW、平成11年9月16日（第1回定期検査）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年5月12日 免許証交付日 平成26年1月22日 （令和元年7月7日まで有効） B 船長B 男性 53歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年9月10日 免許証交付日 平成29年6月13日 （令和4年10月4日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B、同乗者）
損傷	A 船首部外板に擦過傷及び推進器翼に曲損 B 左舷船首部及び操舵室に圧壊（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>A船は、佐世保市黒島^{くろ}島北方の養殖場で出荷作業に従事後、船長Aが1人で乗り組み、作業員2人を乗せ、平成31年3月11日10時00分ごろ同市^{うすのうら}浦港内の作業場に向けて同養殖場を発進した。</p> <p>A船は、作業員2人が前部甲板で横になるなどして休息を取り、船長Aが舵輪の右舷後方の椅子に腰を掛けて手動操舵につき、佐世保市^さ幸ノ小島南東方沖1,100m付近で、高島北方のサガリ山ノ瀬戸に向けて針路を定め、機関を回転数毎分約1,800とし、約21.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北東進した。</p> <p>船長Aは、開けていた右舷側の窓に右肘を置き、左手で舵輪を握った姿勢を続けて航行中、操舵室前面の旋回窓の右側の窓に、B船の後部甲板に立って両手を振っている船長Bを認めた。（写真1 参照）</p> <div data-bbox="619 1010 1190 1312" data-label="Image"> </div> <p>写真1 椅子に腰を掛けて船首方を見た状況</p> <p>A船は、船長Aが左舵を取ったものの、10時10分ごろその船首部とB船の左舷船首部とが衝突し、B船を乗り越えた。</p> <p>船長Aは、B船に接近して負傷者の有無及び両船の損傷状況を確認後、A船の錨を投入してその錨索をB船にくくり、B船の乗船者をA船に移乗させ、漁業協同組合に本事故の発生を連絡して救急車の手配とともに海上保安庁への通報を依頼し、佐世保市^{あいのうら}相浦港の市営相浦棧橋に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、家族1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、試運転と釣りを兼ね、09時00分ごろ高島西方沖の釣り場に向けて相浦港の定係地を出港した。</p> <p>船長Bは、09時30分ごろ水深約39mの釣り場に到着して重さ約15kgのステンレス製四爪錨を正船首から投入し、錨につないだ直径12mmの化学繊維製錨索を約48m伸出して船首部のたつにくくり、船外機を停止して操舵室上部のマストに黒色の球形形象物を表</p>

	<p>示し、その下に赤い三角の旗を結んだ状態で錨泊を始めた。</p> <p>船長Bは、船首を西南西方に向けたB船の後部甲板上に座面の高さ約40cmの椅子を置いて腰を掛け、船首側を向く姿勢で、後部甲板中央部に設けられた魚倉の蓋の上に弁当を置いて食事の準備を始めたとき、同魚倉の左舷船首側で左舷船首方へ竿を出していた同乗者BからA船が向かって来る旨を聞いた。</p> <p>船長Bは、左舷船首方約400mのところに、B船に向かって来るA船を視認したものの、いずれA船がB船を避航するものと思い、再び食事の準備を始めたところ、間もなく同乗者BからA船が変わらずに接近していることを告げられ、左舷船首方200m付近に迫ったA船を再び認めた。</p> <p>B船は、船長Bが、同乗者Bと共に立ち上がって両手を振り、大声を上げたのちに救命胴衣の笛を吹き続けたものの、A船が変わらずに接近するので同乗者Bを手前に引き寄せたとき、A船と衝突した。</p> <p>B船は、錨や形象物等が船体の圧壊に伴って海中に没し、A船の錨の投入によって固定され、船長Bと同乗者Bが病院に搬送された後、船長Aらによって揚錨後、A船にえい航され、佐世保市楠泊の造船所に運ばれ、上架された。</p> <p>船長B及び同乗者Bは海中に転落しなかったものの、船長Bが左肘関節打撲、同乗者Bが頸椎捻挫及び腰部打撲とそれぞれ診断された。 (付図1 事故発生経過概略図、写真4 A船、写真5 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、サガリ山ノ瀬戸に向かう針路とする際に前路を確認して他船を認めなかったのが気が緩み、その後、椅子に腰を掛けた姿勢で、身体を動かして視線を変えることなく、次の作業場での作業の手順を考えながら航行していたと本事故後に思った。</p> <p>A船は、レーダーの装備はなかった。</p> <p>A船は、本事故当時、約21.5knの速力で航行すると、船長Aが椅子に腰を掛けた姿勢で船首方を見たとき、船首が浮上して水平線を隠すことはなかったが、前面右側の旋回窓とその右側の窓との窓枠がほぼ正面となり、同窓枠によって約8°の幅で死角ができる状況にあった。(写真2、写真3 参照)</p>



写真2 船長Aの操船姿勢（再現）

前面左側の旋回窓

船長Aが船長Bを認めた窓



[船長Aの視線]

写真3 船長Aの操船位置から船首方を見たときの状況

船長Bは、本事故発生場所付近でゴムボートに乗って釣りを行っていた頃から、自船に接近してから避航動作をとる地元の漁船が多かったため、左舷船首方約400mにA船を認めたとき、いずれA船がB船を避航するものと思い、早期に衝突を回避するための措置などを採らなかった。

船長B及び同乗者Bは、いずれも固型式救命胴衣を着用していた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

A あり、B あり
A あり、B なし
A なし、B なし

A船は、高島西方沖を北東進中、船長Aが、椅子に腰を掛けた姿勢で前面の窓枠によって船首方に死角が生じていた状況下、前路には航行の支障となる他船はいないと思い、次の作業場での作業の手順を考えながら同じ姿勢を続けて航行したことから、錨泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。

B船は、高島西方沖において、釣りを行いながら錨泊中、船長Bが、B船に向かって来るA船に気付いた際、いずれA船がB船を避航

	<p>するものと思ひ、錨泊を続けたことから、衝突を回避するための措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、高島西方沖において、A船が北東進中、B船が錨泊中、船長Aが、椅子に腰を掛けた姿勢で前面の窓枠によって船首方に死角が生じていた状況下、前路には航行の支障となる他船はいないと思ひ、同じ姿勢を続けて航行し、また、船長Bが、B船に向かって来るA船に気付いた際、いずれA船がB船を避航するものと思ひ、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中、構造物などで死角が生じる場合は、適宜、身体を動かすなどして視線を変え、死角を補う見張りを行うこと。 ・ 錨泊中、自船に向かって来る他船を認めた場合、いずれ同船が避航するものと思ひ込まず、動静を監視し、必要に応じて有効な音響による信号で注意喚起を行うとともに、機関を使用するなどして早期に衝突を回避するための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図



写真4 A船



写真5 B船

